

令和5年 No19 融合内題

1. 一の敷地と異なること等による制限の緩和 用途地域等の規定
 法86条1項 に 法48条 (用途地域等) は含まれない → ×
2. 不服申立て 指定確認検査機関の処分不服 建築審査会に審査請求
 法94条 → ○
3. 高さ31m超 ホテル 非常用エレベーターを設けていない 法3条2項の適用を受けられないことによる増築
 増築部分床面積の合計が基準時の1/2超のとき非常用エレベーターの設置が必要
 法3条2項 現に存在する建築物は、法改正などで新しく施行され規定は適用されない
 3項 増築する場合は、増築部分の42%に既存部分も現行規定が適用される
 法86条の7 規定の範囲内であれば 既存部分に不適合の部分が残って良い
 法137条の6 (非常用の昇降機(関係) 法34条2項の適用を受けない 31mを超える建築物
 一 増築部分の高さが31mを超えること、床面積の合計が基準時の1/2を超えること
 二 増築部分の床面積が基準時の1/2を超えないこと、基準時の高さを超えること
4. 平家建不造 軟弱地盤の区域外 足固めをした場合 土台を設けなくてよい
 令42条 (土台及び基礎)
 二 → ○

令和3年 No21 融合内題

1. 木造延べ面積 1200㎡ 事務所 外壁、軒裏で延焼の防止の必要部分 防火構造
 法25条 (大規模の不造建築物等の外壁等) → ○
2. 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 木材上の欠点があること「耐久性等(関係規定)」
 令41条 (木材) → ○
 令36条1項 耐久性等(関係規定)
3. 一級建築士の設計 不造延べ面積 1200㎡ 高さ9m 2階建一戸建 一部の規定が審査は除外
 法6条の4 (確認の特例) 当該規定は遵守
 三号 法6条1項四号で建築士の設計によるもの → ○
4. 木造 2階建一戸建て 土台の過半の修繕は「大規模の修繕」に該当
 法2条 五号 主要構造部に土台は含まれない
 十号 大規模修繕は 主要構造部における過半の修繕 → ×

令和2年 No19 融合内題

1. 小学校の教室 採光に有効な面積の算定 用途地域の区分に応じた採光補正係数
 令19条、20条 (有効面積の算定方法) → ○
2. 一の敷地と異なること等による制限の緩和 用途地域等の規定
 法86条1項 に 法48条 (用途地域等) は含まれない → ×
3. 特定行政庁が許可した毎層の柱 壁面線を超えて建築できる
 法47条 (壁面線による建築制限) → ○
4. 用途変更 工事後の届を建築主事に届け出
 法17条1項 (建築物に使用される届) ←
 法87条1項 (用途の変更に関するこの法律の準用) ←

令和2年 用途変更 融合同題 防火地域, 準防火地域以外

- 延べ面積150㎡ 高さ15m 3階建一戸建て住宅を旅館に用途変更
 警報設備の設置が、主要構造部への耐火構造に必要となる。
 法27条 (耐火建築物等と認めらるる特殊建築物) ↑○
 一号 別表第1(1)棟(2)項 警報設備の設置が除外される
- 延べ面積150㎡ 一戸建て住宅を物品販売業を営む店舗に用途変更
 確認済証の交付不要
 法57条1項 法6条1項一号の特殊建築物と認めらるる場合
 200㎡以下は含まれるため不要 → ○
- 法3条2項 排煙設備の規定を受けない事務所を2以上の工事が行われる飲食店に用途変更
 特定行政庁の認定 工事完了後であっても排煙設備を設置が必要となる。
 法87条3項 法27条等の規定を受けない建築物の用途変更する場合この規定を準用する
 (法35条 排煙設備が必要) 法3条の読み替え
 法87条の2二号 工事完了後において、2項以上の工事中、もしくは工事の直
 建築基準法の規定に適合 2項以上の工事は最後の工事着手日 → X
- 既存建築物の用途を変更して特別興行場等として利用 特定行政庁の許可
 法21条, 27条の規定を受けないとく一年を超えて使用できる
 法87条の37項 前項(6項)の規定にかかわらず、同項(6項)後段の規定を準用
 一年以内 法21条 27条 適用 → ○

令和1年 融合同題

- 指定確認検査機関の処分 審査請求は建築審査会に知ることができ
 法94条1項 (不服申立て) → ○
- 容積率の算定の延べ面積にエレベータ昇降路、共同住宅老人ホームの廊下階段は
 1/2に限度に算入する
 法52条 (容積率) ← X
 6項 一号、二号は算入する
- 地盤が軟弱な地域以外 平家建て不造り台で足固め使用土台を設置すること
 法42条 (土台及び基礎)
 二号 → ○
- 位置が決定している火葬場 特定行政庁が認めた場合 新築することができる
 法51条 → ○